

## 福井市老朽危険空き家等除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市老朽危険空き家等除却支援事業補助金の交付について、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成16年4月1日付け国住市第352号）、福井県空き家対策支援事業補助金交付要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する空家等のうち、市内に所在するものをいう。
- (2) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定により策定した福井市立地適正化計画で定める居住誘導区域をいう。
- (3) 特定空き家等 空き家等のうち、第8条に規定する市長に対する協議の日以前に法第2条第2項に規定する特定空家等に認定されたもので、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にあるものをいう。
- (4) 不良住宅 空き家等のうち、次の全てに該当するものをいう。
  - ア 住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項第1号の規定により、構造の腐朽または破損の程度を外観目視により評定した評点の合算（以下「外観目視評点」という。）が50点以上かつ評点区分全体を合算したものが100点以上のもの（ただし、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造及び補強コンクリートブロック造のものにあつては、同号中「腐朽」を「劣化」と読み替える。）
  - イ 主として居住の用に供されていたもの
- (5) 老朽危険空き家等 特定空き家等又は不良住宅をいう。
- (6) 準老朽危険空き家等 空き家等のうち、次の全てに該当するものをいう。
  - ア 外観目視評点が50点以上であるもの
  - イ 木造であるもの
  - ウ 昭和56年5月31日までに着工又は建築されたもの
  - エ 別に定める迷惑度による基準を満たすもの
- (7) 旧耐震基準の空き家等 空き家等のうち、次の全てに該当するものをいう。
  - ア 外観目視評点が25点以上であるもの
  - イ 前号イからエに掲げる事項を満たすもの
  - ウ 居住誘導区域内に存するもの
  - エ 事業の用に供していないもの
- (8) 敷地 空き家等が所在する土地のことをいい、その範囲は、当該空き家等の位置図、現地調査等から市長が認める範囲とする。ただし、当該範囲内に老朽危険空き家等、準

老朽危険空き家等又は旧耐震基準の空き家等以外の建築物等が所在する場合は、敷地内の全ての建築物等が使用されていない状態となっていなければならない。

- (9) 延べ床面積 同項第5号から第7号にまでに規定する空き家等の床面積の合計をいい、その値は固定資産課税台帳に記載された値（値に小数点第1位未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てた値）を用いるものとし、その単位は、平方メートルで表すものとする。ただし、固定資産課税台帳に記載された値よりも合理的な値があると市長が認めたときは、不動産登記事項証明書に記載された値又は設計図、見取図及び現地調査により計測された値を使用することができる。
- (10) 跡地 敷地から当該事業により空き家等、工作物、立木並びに動産等の全てを除却した後の土地をいう。
- (11) 自治会等 自治会、町内会その他の地域住民で構成された地縁団体で、除却後10年以上跡地の管理を行うことが可能な団体をいう。
- (12) 跡地の地域利用 居住誘導区域内において、跡地を自治会等が地域防災の向上やコミュニティ活性化等に資する空間として除却後10年以上活用することをいう。
- (13) 跡地居住等 居住誘導区域内において、補助金の交付を受けた翌年度の3月31日までに跡地に一戸建ての住宅を建設し居住すること、又は補助金の交付決定後に売買契約を締結し跡地を売却することをいう。

（補助対象空き家等）

第3条 この要綱における補助の対象となる空き家等（以下「補助対象空き家等」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 老朽危険空き家等、準老朽危険空き家等又は旧耐震基準の空き家等のいずれかに該当する空き家等であること。
- (2) 固定資産課税台帳に登録されていること。ただし、市長が特に認めるときはこの限りではない。
- (3) 公共事業等の補償の対象となっていないこと又は補助対象空き家等の除却に際して、他の補助金の交付若しくは火災保険等の各種保険による補償を受けていないこと。
- (4) 延べ床面積が10平方メートル以上あること（床面積の把握が困難なものにあつては、現地調査の結果、おおむね10平方メートル以上あると市長が認めること）
- (5) 補助金の交付を受ける目的で故意に損壊されたものでないこと。

（補助対象工事等）

第4条 この要綱における補助の対象となる工事は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 老朽危険空き家等又は準老朽危険空き家等を除却する工事
- (2) 跡地の地域利用のために老朽危険空き家等を除却する工事
- (3) 跡地の地域利用又は跡地居住等のために旧耐震基準の空き家等を除却する工事

2 前項に規定する工事については、次に定める条件を全て満たさなければならない。

- (1) 補助対象空き家等及び敷地内にある建築物、工作物、竹木並びに動産等の全てを除却し、更地にすること。ただし、専ら敷地の境界線を確定させるための堅牢な工作物（石垣又はブロック塀等に限り、生垣又は竹木によるものは除く。）で、かつ、その高さがおおむね60センチ以下のものに限り、残置することができるものとする。
  - (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）、その他補助対象空き家等の除却工事に必要とされる関係法令の定めによる手続を適切に行うこと。
  - (3) 福井市内に事業所を置く事業者による工事であること。
- 3 第1項第2号及び第3号に規定する跡地の地域利用のための工事を行う場合は、次に定める要件の全てを満たすものとする。
- (1) 自治会等と、跡地の地域利用に関する協定及び土地使用貸借契約を締結していること。
  - (2) 跡地の地域利用について、跡地の所有者の全員の同意を得ていること。
  - (3) 跡地が差押処分、仮差押処分、処分禁止の仮処分を受けていないこと。
  - (4) 跡地を自治会等が地域防災の向上やコミュニティ活性化等に資する空間として活用していることを掲示すること。
  - (5) 事業実施後の管理及び活用状況を定期的に市に報告すること。
  - (6) 跡地の地域利用を行うための必要な整備を行うこと。

（補助対象者）

第5条 この要綱における補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象空き家等の所有権（登記事項記載証明書の表題部又は権利部に記載される者、又は固定資産課税台帳に所有者として記載される者をいう。）の全部を有する者又は所有権の全部を相続した者
  - (2) 補助対象空き家等の所有権の一部を有する者で、かつ、他の持分を有する所有者全員から委任を受けた者又は所有権の一部を相続した者で、かつ、他の所有権の相続人全員から委任を受けた者
  - (3) 補助対象空き家等の土地所有者等、補助対象空き家等の所有者等又は相続人の全員から委任を受けた者
  - (4) その他補助対象者として適当であると市長が特に認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者になることができない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者
  - (2) 当該年度中に既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けて、準老朽危険空き家等又は旧耐震基準の空き家等の除却を行っている者

(3) 前号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象空き家等の除却に要した工事費用とする。ただし、敷地内に外観目視評点が25点未満の建築物がある場合には、その建築物の除却に要する工事費用は補助対象外とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額の最小の額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額とする。

(1) 補助対象空き家等の延べ床面積に5,000円を乗じて得た額（1つの敷地内に複数棟の老朽危険空き家等があるときは、全ての棟の延べ床面積を合算した値を延べ床面積とする。）

(2) 補助対象経費の2分の1の額

(3) 500,000円

2 補助対象空き家等が準老朽危険空き家等又は旧耐震基準の空き家等である場合には、第1項第3号中「500,000円」を「300,000円」に読み替える。

3 第4条第1項第2号に規定する工事を行う場合、又は補助対象空き家等が特定空き家等であり以下のいずれかの要件を満たす場合には、第1項1号中「5,000円」を「10,000円」に、同項3号中「500,000円」を「1,000,000円」と読み替える。

(1) 主たる構造が木造以外であるもの

(2) 延べ床面積が200平方メートル以上あるもの

(3) 補助対象空き家等の敷地が面している道路のいずれもが幅員3m未満であるもの（道路に面していないものも含む）

4 前3項の規定にかかわらず、市長が特に必要とする場合は、補助金の額を減額することができる。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、この補助事業の概要等について事前に市長に対して協議を行うものとし、当該協議の後に規則第3条の規定により、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、第4号、第6号又は第7号に掲げる書類は省略することができる。

(1) 空き家等の位置図（地図）

(2) 空き家等の見取図又は平面図

(3) 空き家等の外観写真

- (4) 空き家等の直近3月以内に交付された固定資産課税台帳記載事項証明書（評価証明書）、又は、当該申請をした年度における課税明細書の写し
- (5) 空き家等が登記されているときは、直近3月以内に交付された登記事項全部証明書
- (6) 第5条第2項又は第3項に該当する者が申請するときは、空き家等の持分を有する所有者全員又は所有権の相続人全員の委任状
- (7) 相続人が申請するときは、相続に関する書類一式（相続関係図、遺産分割協議書、相続関係を証するための全ての戸籍謄本の写し、法定相続情報一覧図の写し 等）。
- (8) 第5条第1項第2号に規定する者が申請するときは、権限を有することを証明できる書類
- (9) 除却工事の見積書（内訳明細が記されたもの）の写し
- (10) 直近3月以内に交付された申請者の住民票（法人にあっては、登記事項証明書）
- (11) 空き家等に抵当権等の所有権以外の権利が設定されている場合は、権利者の同意書
- (12) 第4条第1項第2号及び第3号に規定する工事を行う場合には、次に掲げる書類

跡地の地域利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 跡地活用実施計画書（様式第2号）</li> <li>イ 第5号及び第6号中「空き家等」を「敷地」と読み替えたもの</li> <li>ウ 敷地の所有者の全員の同意書(ただし、空き家等の所有者と同一の場合は除く)</li> <li>エ 自治会等との協定書又は土地使用貸借契約書の写し</li> <li>オ 跡地整備工事の見積書の写し</li> </ul>
跡地居住等	ア 跡地活用実施計画書（様式第2号）

- (13) 前条第3項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、該当することを証明する書類
- (14) 前各号のほか市長が必要と認める書類

（交付決定）

第9条 市長は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、規則第6条の規定により、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（補助事業等の着手、変更、中止又）

第10条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、前条の補助金交付決定通知書の交付を受けた後に工事に着手（工事に係る契約等の締結を含む）するものとし、当該交付決定日の属する年度の3月31日までに補助事業等を完了しなければならない。

2 申請者は、補助金の交付の決定後において補助金額に変更が生ずる補助内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、規則第5条第1号の規定により、市長に補助金交付変更申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けなければならない。

3 申請者は、補助金の交付の決定後において補助事業等を中止するときは、規則第5条第

2号の規定により、市長に事業中止届（様式第5号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

4 前条の規定は、前2項の承認をした場合について準用する。

（実績報告）

第11条 申請者は、補助事業等が完了したときは、規則第11条の規定により、当該申請をした年度の3月31日までに事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事契約書又は請書の写し
- (2) 工事費用の領収書の写し
- (3) 工事の施工前、施工中及び施工後の写真
- (4) 第4条第1項第3号に規定する工事を行った場合は、次のいずれかに該当する書類  
ア 跡地に建設する住宅の確認済証の写し等  
イ 跡地の売却に係る売買契約書の写し等
- (5) 前各号のほか市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第7号）により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。ただし、補助金の確定額は、第9条による交付決定額を上回らないものとする。

（交付請求）

第13条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（交付決定等の取消し）

第14条 市長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条に規定する補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の交付）

第15条 市長は、第13条の規定による請求があったときは、当該交付決定者に補助金を交付するものとする。

(代理受領)

第16条 申請者は、補助金の受領を、当該補助事業を施工した業者に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

2 前項の方法による申請者（以下「代理受領申請者」という。）は、第8条に規定する書類に加え、代理受領届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

3 代理受領の中止を行うときは、第8条に規定する実績報告書を提出する前までに、代理受領取下書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

4 代理受領申請者は、補助事業が完了したときは、第11条第1項第2号に規定する書類に替えて「工事費用から補助金額を控除した額の領収書の写し」を市長に提出しなければならない。

5 代理受領申請者が補助金の交付を請求するときは、第13条に規定する補助金交付請求書に加え、代理受領委任状（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(関係図書の保存)

第17条 申請者は、補助事業等の実施に係る契約書、領収書その他関係図書について、補助事業等を実施した年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保管しなければならない。

(個人情報の利用目的)

第18条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において国及び県へ提供することができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失うものとする。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。